

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	NPO 法人未来 Bridge
主たる営業所の所在地	大阪府大阪市
許可番号	なし
許可を受けている建設業の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年11月14日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同法同条第2項第2号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項に基づく営業停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 期間 令和5年11月27日から令和5年11月29日までの3日間
処分の原因となった事実	<p>NPO法人未来Bridgeの代表者は、兵庫県内の建設工事において、建設業許可を持たずに軽微な工事の基準額を超過した請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。</p>